

建設業の労災保険実務問答

Q：会社指定の講習出席で往復行為中の負傷は業務災害ですか？

A：会社支持（すなわち、事業主の業務命令）により講習会会場へ向かう場合は、自宅を出たときから業務遂行性が認められることになる。（いわゆる出張の場合と同じ考え方）

Q：昼休み中コンビニでの掃除、負傷の場合は業務災害ですか？

A：休憩時間中の労働者は自由に行動することができるので、この間の個々の行為は労働者の私的行為と言わざるをえない。
よって業務命令がなければ私的行為とみなされ対象外となる。

Q：休憩中に岩石が落下しました。負傷した場合は業務災害ですか？

A：一般的に、休憩時間中といっても事業主の管理下にある限り、この点では業務遂行性が失われないこととなります。つまり危険な作業環境は施設の欠陥となり業務災害となります。

Q：現場付近でハチに刺された場合、業務災害の対象になるのか？

A：危険な職場環境に起因する災害として業務災害となる。（似たケースとして・・・配管工が草むらでの作業中に、その地に多く生息するハブに噛まれた災害が危険な職場環境に起因する災害として業務災害となった例もある。）

Q：過労死の労災認定について具体的にどのような場合をいうのか？

A：業務により、脳や臓疾患が発症し死亡したことが認められた場合。（具体的には発症1ヶ月間に概ね100時間または、発症前2ヶ月間ないし6ヶ月間にわたり1ヶ月あたり概ね80時間を越える時間外労働が認められる場合は業務と発症との関連性が強い）

Q：帰宅途中で仕事上の買い物中に転倒し骨折の場合は業務災害か？

A：会社の命令による業務行為中とみなされ業務災害とみなされる。ちなみに通常の通勤経路に戻ってからは通勤災害となります。

Q：本社集合後に現場に向かう途中の事故は通勤災害か？

A：通勤行為は住居から会社につくまでの行為で、従業員が会社から現場へ向かう行為は業務起因性が認められる

Q：休業の場合の待機期間はなぜ設けられているのか？

A：この待機期間制度は、労働保険法の改定の際に、健康保険の傷病手当に準じて設けられたもの。財政上の問題と、事務上の問題、虚病の防止を目的としている。
つまり3日間の待機期間は事業主が補償するようになっている。

Q：下請けで事故がありました。元請の労災手続きはどうなんでしょうか？

A：この場合の事業主について、数次の請負により施行されるのが常態であるため、元請が一括して労災保険に加入しているので、元請が事業主の証明を下請けと協力して記載していく。

Q：これまで一人親方（Tさん）を直雇していましたが、この度（Tさん）との関係を請負契約に変更しました。この場合（Tさん）は労災保険に加入することができるか？

A：一人親方に対しても労働保険本来の建前を損なわない範囲で労働保険への加入を認めようとするのが特別加入制度に加入することができる。

Q：一人親方労災加入者が建設業以外で被災した場合補償は受けることはできるか？

A：現在、補償は建設業以外の場合に限られる。

⇒今年の4月から

- ・芸能関係作業従事者
- ・アニメーション作成作業従事者
- ・柔道整復師
- ・創業支援等措置に基づき事業を行う方なども加入できるようになり、今後フリーランスが増えることから適用範囲の拡大が望まれる。

※：職種（鳶工・鍛冶工・配管工の仲間）の事例

主に配管工・鉄工・鍛冶工・鳶工などの職種の一人親方が工場の中で作業される方が多い。一人親方化が進んでおり、鳶工として工場の中で作業されていたが次第に配管作業、伴う加工、溶接、メンテナンスなど一人で多様な作業を行わないと仕事をもらえない状況である。中には溶接ばかりを請け負う仕事で一人親方特別加入に加入したいと窓口に来る。外で建設に携わる仕事をされていた方が、仕事が減りそのまま工場の中で一人親方として働いている。

※窓口で多く聞くのは、労働保険基幹番号のみあればいい。

※適用されるかどうか分からない所がある為、日額も¥3,500が圧倒的に多い現状
労災保険が適用できない部分もあると説明し署名ももらっているが、死亡事故など重大な事故が起きた時に問題が起きないか心配である。

※：待機期間の休業補償は所得税の課税対象となるのか。

労災保険法にもとづく給付にかんしては、司法第条の6で「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することができない」とされます
つまり、非課税所得となり課税されない。